

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	指定養育医療機関の指定	
根拠法令・条項	母子保健法第20条第5項	
所 管 課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課	
審 査 基 準	<p>堺市養育医療の給付に係る医療機関指定基準に定めるとおり。</p> <p>○堺市養育医療の給付に係る医療機関指定基準（抜粋） （指定養育医療機関の指定の基準）</p> <p>2 母子保健法第20条第5項に規定する病院又は診療所の指定は、次に掲げる基準に適合する医療機関について行うものとする。</p> <p>（1）産科又は小児科を標ぼうしていること。 （2）独立した未熟児（疾病新生児を含む。以下同じ。）用の病室を有すること。 （3）保育器、酸素吸入装置その他未熟児養育医療に必要な器具を有すること。 （4）血清ビリルビン、血液ガスその他未熟児養育医療に必要な諸検査が出来る設備を有すること。 （5）未熟児養育に習熟した医師及び看護師（助産師）を常時適當数有すること。 （6）救急用自動車又は乗用車、移送用保育器及び酸素吸入装置の設備を有するなど、収容未熟児の移送を担当することができること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	